

Runtrip BASE YOYOGIPARK 利用規約

第1条 （定義）

本規約は、株式会社 MPandC（以下、「当社」といいます）が運営する「Runtrip BASE YOYOGIPARK」（以下「本施設」といいます）の利用に関し適用されるものとします。

第2条 （目的）

本施設に入会した者（以下、「会員」といいます）が本施設を利用し、心身の健康維持・増進を図るとともに会員相互の親睦を深めることを目的とします。

第3条 （会員制）

1. 本施設は会員制とします。
2. 会員種別ごとの本施設の利用範囲、条件および特典については別紙1に定めるとおりとします。
3. 本施設に入会しようとするときは、本規約に同意したうえで、第5条に定める入会手続を行うことで本施設への入会が完了します。
4. 会員は、入会時に、会員区分ごとの入会金、その他の費用（以下、「会費等」といいます）を支払うものとします。

第4条 （入会資格）

1. 本施設への入会資格は、次の各号に定めるとおりとします。
 - (1) 本規約および利用規則（別紙2）を遵守できる者
 - (2) 過去および現在において、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力ではない者
 - (3) 刺青（タトゥーを含みます）などをしていない者。ただし、別途当社が定める基準に従い、当社が認める場合を除きます。
 - (4) 医師等により運動を禁じられておらず、本施設の利用に支障がないと申告された者
 - (5) 他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有しない者
 - (6) 入会金、会費等の支払いに有効なクレジットカード、電子マネー、QRコード決済機能のある手段を有している者
 - (7) 18歳未満の者。ただし、親権者の同意を得ている場合を除きます。
 - (8) 過去に本施設より退会処分を受けていない者
 - (9) 前各号に定めるほか、当社が適当と認めた者
2. 前項各号にかかわらず、当社が会員として相応しくないと判断した者については、入会をお断りする場合がございます。

第5条 （入会手続）

1. 本施設に入会しようとする者は、本規約に同意のうえ、入会申込サイト上『hacomono (<https://yoyogi-park.hacomono.jp/home>)』で入会手続きを行い、デジタル会員証の発行をもって、入会が成立するものとします。
2. 未成年者については、本人が本規約に同意した場合、親権者も同意しているものとみなします。
3. 会員の定員数をオーバーした場合には、入会までにお時間をいただく場合があります。

第6条 （会費等の支払い）

1. 会員は、会費等を当社指定の方法で支払うものとし、いったん支払った会費等は、理由の如何を問わず返金されないものとします。
2. 月額シェーブロッカー会員および月額使い放題会員は、実際の本施設利用の有無にかかわらず、本規約が定める会費等を全て支払う義務があります。
3. 入会月の会費等は、日割り請求となります。ただし、登録日によっては、翌月会費とあわせてお支払いいただく場合があります。
4. 当社は、会費等の改定を行うことができるものとし、改定後の料金については、該当するすべての会員に適用されるものとします。

第7条 （会員資格の相続、譲渡の禁止）

本施設の会員資格は、本人に限るものとし、第三者への譲渡、売買、貸与、名義変更、その他の担保に供する等の行為もしくは相続、その他の包括継承はできないものとします。

第8条 （禁止事項）

1. 会員は、本規約に定めるほか、次の各号に該当する行為をしてはならないものとし、当該行為がある場合には、当社は会員に対し、当該行為の中止、本施設の利用中止、本施設からの退館等を求めることができます。
 - (1) 他の会員またはスタッフに対する暴力行為
 - (2) 他の会員またはスタッフに対する暴言、誹謗中傷、嫌がらせ、待ち伏せ、つきまとい、その他迷惑行為
 - (3) 本施設の設備等の持ち出し、破損・汚損等の行為
 - (4) 本施設に刃物等の危険物の持ち込み
 - (5) 本施設への動物の持ち込み（当社が承諾した補助犬は除きます）
 - (6) 酩酊状態での本施設への入館・利用
 - (7) 本施設内での営業活動、取材活動、勧誘活動、署名活動、ビラ等の配布、物品販売、政治活動、宗教活動、無許可のアンケート協力等の依頼
 - (8) 本施設内での喫煙（電子タバコを含みます）
 - (9) 窃盗、盗撮、痴漢、その他法令または公序良俗に反する行為

2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する者につき、本施設への入館禁止または退館を求めることができます。

- (1) 本規約を遵守しない者
- (2) 第4条に定める入会資格を欠いていると判断した者、または入会時に虚偽の申告をし、あるいは入会資格にかかわる重要な事実を故意に申告しなかった者
- (3) 体調不良、伝染または感染する恐れのある疾病を有している者
- (4) 本規約に定める入会手続を行わず、会員以外の者を入館させた者および入館した会員以外の者
- (5) 会費等を2ヶ月以上滞納している者
- (6) その他、当社が入館の禁止または退館が適切であると判断した者

第9条 (免責事項・賠償責任)

1. 本施設内で発生した紛失、盗難、会員同士のトラブル、怪我やその他の事故については、当社の故意または過失により生じた場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとします。
2. 当社が賠償責任を負う場合であっても、当社の責任範囲は、当該会員に生じた現実かつ直接の損害の範囲に限り、当社の予見の有無にかかわらず特別の事情から生じた損害、逸失利益、間接損害その他の損害については、当社は責任を負わないものとします。ただし、当社に故意または重過失がある場合はこの限りではありません。
3. 会員は、自己の責に帰すべき事由により、当社または第三者に損害を与えた場合は、故意または過失の有無を問わず、速やかに賠償責任を果たすものとします。

第10条 (退会)

1. 会員が自己都合により本施設を退会する場合、自らまたは代理人が本施設に来店し、所定の退会手続を行ったうえ、月末をもって退会することができるものとします。
2. 退会手続は、退会を希望する月の10日までにを行ったものは当該月末日、11日以降に退会手続を行った場合は翌月末日の退会となります。
3. 本条の退会手続が完了していない場合、本施設の利用がなくても会員資格があるものとして会費等が発生いたします。

第11条 (休会または会員種別変更)

1. 会員は、理由の如何を問わず、休会はできないものとします。
2. 会員は、会員種別の変更ができるものとし、申し入れのあった月の翌月から適用されるものとします。

第12条 (会員資格の喪失)

会員は、次の各号のいずれかに該当する場合、自動的に会員資格を喪失するものとし、支払済の会

費等については返金しないものとします。

- (1) 会員が退会した場合
- (2) 会員が死亡した場合
- (3) 本施設が閉店された場合

第13条 (規約退会)

1. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、当該会員を強制的に退会させることができるものとします。
 - (1) 本規約に違反したとき
 - (2) 本施設内外にかかわらず、法令、条例または公序良俗に反する行為を行ったとき
 - (3) 第4条に定める入会資格を欠いていると判断したとき
 - (4) 会員の自己都合により、会費等の支払延滞が2ヶ月以上続いたとき
 - (5) その他、本施設会員として相応しくない行為を行ったとき
2. 当社は、強制的に退会させられた者に対して、支払済の会費等については返金しないものとします。
3. 本条に基づき退会処分を受けた者は、将来にわたり期間の定めなく、本施設への入会、本施設の利用はできないものとします。

第14条 (本施設の一時的休業)

当社は、次の各号に該当する場合、本施設の一部または全部を休業することができるものとします。あらかじめ予定されている休業については、会員に対し、本施設SNS、店頭に掲示する方法にて告知するものとします。これにより会員の会費等支払義務が減免されるものではないことを会員は確認します。

- (1) 地震、洪水等の天災、感染症、戦争、暴動、内乱、ストライキその他の労働争議等の不可抗力の事由が生じたとき
- (2) 施設の増改築、修繕または点検等を行うとき
- (3) その他、やむを得ない事由により営業が困難なとき

第15条 (本規約の改定)

当社は、必要に応じて本規約を改定することができるものとし、その効力は最新の改訂日をもってすべての会員に適用されるものとします。

第16条 (裁判管轄)

1. 本規約の準拠法は日本法とし、第一審の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。
2. 本規約の一部が、強行規定により効力を有しないとされる場合でも、その他の部分は効力を有するものとします。

別紙 1

会員種別ごとの本施設の利用範囲、条件および特典は以下のとおりとします。

● 入会金

Runtrip会員	0円
一般利用	11,000円

● 施設利用（ロッカー＋シャワー）

Runtrip会員	880円
一般利用	1,100円
回数券（10回） ※Runtrip会員のみ購入可能	7,920円

● 月額契約 ※Runtrip会員のみ購入可能

月額シューズロッカー会員（施設利用＋シューズロッカー）	7,700円/月
月額使い放題会員（施設利用のみ）	5,500円/月

● レンタル

タオル大	大¥300
タオル小	小¥200
ウェアレンタル	準備中

別紙 2

利用規則

第 1 条 （各種設備の利用方法）

1. 会員は、本施設内の各種設備の利用について、マナーを守り適切にこれらを利用するものとします。
2. 更衣用ロッカーが満員の場合、優先順位は次のとおりとし、本施設のスタッフが最終決定を行うものとします。
 - (1) 月額シューズロッカー会員
 - (2) 一般会員
3. 更衣用ロッカーは、会員 1 名につき 1 スペースのみの利用とし、むやみに複数のロッカーを使用して他の会員の迷惑とならないよう配慮するものとします。
4. 更衣スペースでの飲食は、水分等の補給を除き原則禁止とし、著しく臭いの出るもの等、他の会員の迷惑となるものは禁止します。
5. 更衣スペース、更衣用ロッカーは清潔に利用するものとします。
6. シャワーブースは長時間占有せず、節水を心がけるものとします。
7. 備付けのアメニティー、ドライヤー等を持ち帰らないでください。
8. 更衣スペースで紛失、盗難等が発生した場合であっても、当社は責任を負いません。
9. 忘れ物または落とし物は、本施設にて 2 週間保管し、保管期間経過後に処分することができるものとします。ただし、腐敗等安全衛生上の問題があると判断する場合、当該保管期間に限らず当該品を処分することができるものとします。

第 2 条 （契約シューズロッカーの利用方法）

1. シューズロッカーの使用可能日は、デジタル会員証を受領し、会員資格を取得した日からとします。
2. シューズロッカー番号は、初回来店時、空いている番号を希望に従い選択します。ただし、空き状況によっては当社が指定する場合があります。
3. シューズロッカーには、貴重品等を入れないでください。紛失、盗難等が発生した場合であっても、当社は責任を負いません。
4. 雨天時に使用したシューズ等は必ず持ち帰ってください。
5. シューズロッカーに保管している物が原因で第三者が被害を被った場合、契約者の責により賠償に応じなければなりません。また、漏水、悪臭等が発生した場合、本施設のスタッフは契約者の許可なくシューズロッカーを解錠し、問題の解決にあたることのできるものとします。
6. 契約したシューズロッカーは、本人のみが利用できるものとし、第三者に譲渡、貸与することはできません。
7. 退会した場合、シューズロッカー内の荷物を速やかに引き取るものとし、退会后 1 ヶ月を経過

しても引き取りされない場合、本施設のスタッフは会員の許可なく処分できるものとします。
処分後の異議申し立ては一切認めません。